

企画もちこみ型市民講座実施要項

1 目的

社会の変化とニーズに対応した事業展開の一環として、住民ニーズの把握に努めるとともに、「自分の知識や技能、特技、経験などを地域に生かしたい」と考えている個人やサークルから企画を募集することで、魅力ある講座内容を提供するとともに、新たな人材の発掘・育成、新規サークルの開設、既存サークルの活性化を図ることを目的とする。

2 募集対象

下記の条件全てを満たす講座企画であること。

- (1) 広く地区民に受け入れられ、生涯学習にふさわしい教養・生活実技講座内容であること。
- (2) 以下の内容を含まないものであること。

- ①専ら特定の企業・団体等の営利や広報宣伝・勧誘を目的とした内容
- ②政党・宗教活動の宣伝普及を目的とした内容
- ③公序良俗に反する内容

3 応募方法

下記のいずれかの方法により申込書を福島市信陵学習センター（以下「事務局」という）に提出すること。また、講座の内容が分かる資料等があれば添付すること。

- (1) 応募者が応募講座の講師の場合、様式1「市民講座企画申込書（人材発掘・育成型）」に必要事項を記載し、事務局に提出すること。
- (2) 応募者が応募講座の講師以外の場合、様式2「市民講座企画申込書（市民ニーズ対応型）」に必要事項を記載し、事務局に提出すること。

4 審査方法

提出された申込書をもとに、偶数月に開催する信陵学習センター運営審議会にて、館長の諮問に応じ、以下の基準により調査審議をした上で、館長が実施の可否を判断し、その結果を応募者に通知する。

審査基準

- (1) 企画が学習センター主催の講座としてふさわしいものであるか
- (2) 企画に地域のニーズがあり、多くの受講者が見込めるか
- (3) 開催により、新たな人材の発掘・育成が見込めるか
- (4) 開催により、新規サークルの開設もしくは、既存サークルの活性化が見込めるか

5 事前協議

講座内容に必要な事項については、講座関係者（応募者およびその関係者、以下、「講座関係者」という）及び事務局において詳細な協議を行い、有意義な講座となるよう努める。

6 講座の広報

事務局は地区だよりに掲載するほか、学習センター施設内にポスターやチラシを配置する。また、講座関係者も周囲に積極的に声をかけ、受講者を募るよう努めること。

7 講座の開催

当日の会場準備や受付は、講座関係者と事務局が協力しておこなう。

8 講師の謝礼

市の規定に基づき、事務局が負担し、講座実施日の翌月末日に口座振込みにより講師に支払う。ただし、講座開催に必要な教材費等は受講者の実費負担とする。

9 その他

この要項に定めるもののほか、企画もちこみ型市民講座の実施にあたり必要な事項については館長が別に定める。